

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年5月1日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例（昭和34年葉山町条例第256号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「次条第2項」の次に「及び附則第27項」を加える。

附則第22項の次に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 23 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等のうち、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 24 傷病手当金の額は、1日につき、支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を30で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の3分の2に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を上限度とする。
- 25 傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整）
- 26 附則第23項の期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第24項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 27 附則第23項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 28 附則第23項の期間において、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定

による休業補償給付及び休業給付を受けることができる者又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が、附則第24項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合に適用する。

条例の概要

題名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）を支給するため、所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 給与等の支払を受ける被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがあり、療養のため労務に服することができないときは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以降の就労不能日数に係る傷病手当金を、当該被保険者の属する世帯主に対して支給することとした。
- (2) 傷病手当金の額は、1日につき、支給を始める日の属する月の前月から直近3月間の給与等の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額（健康保険法に規定する最高等級の標準報酬月額を30で除した額の3分の2に相当する額を上限とする。）とすることとした。
- (3) 傷病手当金の支給は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間とすることとした。
- (4) 傷病手当金が支給される期間において、給与等の支払い又は他の給付金の給付を受けることができる者に対しては、傷病手当金の支給調整を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合に適用することとした。

葉山町国民健康保険条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年 9 月29日条例第256号</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項及び附則第27項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 22 (略)</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金</u>)</p> <p>23 <u>給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等のうち、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>24 <u>傷病手当金の額は、1日につき、支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の3分の2に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定</u></p>	<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年 9 月29日条例第256号</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>1 ~ 22 (略)</p>

改正後	改正前
<p>する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を30で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の3分の2に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を上限額とする。</p> <p>25 傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整）</p> <p>26 附則第23項の期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第24項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>27 附則第23項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>28 附則第23項の期間において、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付及び休業給付を受けることができる者又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が、附則第24項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p>	